

【仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業】

仙台 BOSAI-TECH 実証実験サポートプログラム 募集要項 (2021年2期)

仙台市は、仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業の一環として、【防災】×【テクノロジー】×【ビジネス】を融合することにより、防災課題への新たな解決策を生み出すための事業プランの実現・社会実装に向けた実証実験の支援を実施します。

1 目的

本プログラムは、仙台 BOSAI-TECH の活動に参加する企業が、【防災】×【テクノロジー】×【ビジネス】による新しい解決策の事業化・社会実装のための実証実験の実施に係る費用を支援するプログラムです。

2 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす企業とします。

(ア) 仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業の趣旨に賛同する企業*

*注：仙台 BOSAI-TECH ウェブサイト(<https://sendai-bosai-tech.jp/>)にメンバーとして掲載可能なこと

(イ) 2021年11月～2022年2月の期間内に仙台市*での実証実験を実施できること。

*注：仙台市以外で実証実験を実施する場合でも、仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業に有益だと認められる場合は対象とする。

(ウ) 日本国内に登記がない企業は、国内企業を代表者として合同で申請することを要件とする。

3 サポートプログラム内容

応募者は、実証実験計画を仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業事務局に提出します。提出された計画書は、有識者により審査・採択します。事務局は、採択企業に対して実証実験業務を委託し、採択企業は、実証実験を実施し、実証実験報告書を事務局に提出します。

(ア) 委託内容：応募者が提案した実証実験の実施

(イ) 実施期間：2021年11月1日～2022年2月28日（左記の期間内で提案すること）

(ウ) 委託費用：上限 50 万円（税抜） （上限以内で補助が必要な金額を申請すること）

(エ) 納品物：実証実験成果報告書

(オ) 委託費の支払：提出された成果報告書の受理後に支払い

(カ) その他採択企業の義務：実証実験実施後、仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業に関連するイベントで成果発表を実施すること

4 応募書類の提出

本サポートプログラムを希望する場合、下記の応募書類を提出ください。

(ア) 提出期限：2021 年 10 月 29 日（金）17 時（必着）

提出方法：メールにて提出。提出書類はすべて PDF 形式とすること（5MB 以内）

(イ) 提出書類

・企画提案書（様式自由、但し、必ず以下の内容を含むこと）・・・1 部

①事業プランの概要

②実証実験の実施体制

-複数企業で実施する場合、各社の体制、役割を明記すること

③実証実験で検証する仮説、検証方法

-検証する仮説は想定ユーザーの観点も明記すること(自社の技術検証のみは不可)

-実証実験に想定ユーザーが参加する計画となっていること

④実証実験の具体的な実施内容、スケジュール

⑤費用内訳（自社負担分を含め、実証実験総費用を記載すること）

・見積書（様式自由。但し、内訳を記載すること）・・・1 部

(ウ) 応募申込書類等の提出先

仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業事務局
スカイライトコンサルティング株式会社

担当：今野

電子メール：sendai-bosai-tech@skylight.co.jp

5 審査・採択

以下により、審査・採択を実施します。

(ア) 審査方法

提出書類をもとに書類審査及び面接を行う。

(イ) 審査基準

以下の基準により総合的に決定する。

- ・ 解決を目指す課題の重要性、防災・減災への関連性
- ・ 実証実験計画の具体性、実現可能性
- ・ 社会実装/事業化に向けたプランの具体性
- ・ 費用内訳の妥当性

締切後、1週間程度を目安にメールにて通知致します。

(ウ) 採択後の契約

採択された企業は、令和3年度仙台市 BOSAI-TECH イノベーション創出促進事業事務局の受託事業者と委託契約を締結します。但し、実際の契約金額は必ずしも提案金額と一致するものではなく、審査時に減額する場合があります。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もあります。

6 留意事項

(ア) 応募内容に係る特許等の知的財産権取得や秘密情報の取り扱いは、あらかじめ応募者の責任で必要な措置をとることとします。知的財産権などに関して問題が生じた場合は応募者の責任となります。

(イ) 委託業務により生じた特許権等の知的財産権は原則として応募者に帰属するものとします。

- (ウ) 採択企業の実証実験の計画および実施内容は、主催者、メディア、またはその他の第三者によって、公開されることがあります。
- (エ) 委託事業の契約締結後は、採択企業は、他の経理と明確に区分して会計処理を行い、本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存することとします。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力することとします。
- (オ) 応募内容等への虚偽の記載、重大な事実の隠匿があった場合は、採択を取り消すとともに、当事業に生じた損害を賠償頂きます。